

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

貸倒引当金の対象になる貸金とは

Q：当社は、建設業を営む会社ですが、決算に当たり貸倒引当金を設定したいと考えています。

国、地方公共団体への完成工事未収金や、商工会議所債券、抵当証券も対象になるのでしょうか。

A：国や地方公共団体に対する完成工事未収金、商工会議所債券は対象になりますが、抵当証券は対象になりません。

【解説】

貸倒引当金の対象となる債権は営業上の債権ばかりではありませんが、回収不能の可能性のあるものすべてがその対象となるわけでもありません。

貸倒引当金の対象となる債権については、売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権（貸金といいます）と規定されています。

まず、ご質問の国、地方公共団体に対する完成工事未収金についてですが、貸倒引当金の対象となる貸金として未収請負金が含まれることになっていますから、たとえその債権の相手方が通常貸倒れを想定できないような国や地方公共団体であっても対象になります。

次に、商工会議所債券ですが、これは有価証券として流通するものではなく、その実質は貸付証券と認められますから、貸金に含まれると考えられます。

一方、抵当証券は、投資目的で有する有価証券であり、その性格は担保付社債に準ずるものと考えられますので、貸金に含めることはできません。

